津波·原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (商業施設等復興整備補助事業:民設商業施設整備型) 二次公募 公募要領

平成26年10月

津波·原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局

目 次

1. 事業の目的・補助対象事業者について	1
(1)事業の目的	1
(2)補助対象事業者	1
2. 補助率及び補助対象経費等について	4
(1)補助対象経費及び補助金交付上限額	
(2)補助率	5
3. 事業実施期間について	5
4. 補助事業者の義務等	5
5. その他	6
6. 応募書類の提出について	7
(1)受付期間	7
(2)提出方法	7
(3)提出先・問い合わせ先	
(4)インターネットの利用	8
(5)提出書類について	8
7. 採択の審査及び結果通知について	9
(1)採択時の主な審査内容	9
(2)採否の通知等	9
(3)公募のスケジュール	9
(4)その他	10
<申請様式>	
応募申請様式	11
お問い合わせ先	19

1. 事業の目的・補助対象事業者について

(1)事業の目的

東日本大震災で特に大きな被害を受けた岩手県、宮城県及び福島県の津波浸水地域並びに原子力災害により甚大な被害を受けた避難指示区域等であって、避難指示が解除された地域や避難指示解除が見込まれる地域等における産業復興を加速するため、商業施設等の整備に要する費用の一部を補助することにより、住民生活を支える商業機能の回復を促進し、住民の帰還や産業立地の促進等を図ることを目的とする。

(2)補助対象事業者

以下のⅠ及びⅡのいずれの要件も満たし、事業終了後の施設・設備等の管理・運営等 に責任を持って実施することができる者。

I 補助要件

補助対象 地域

岩手県、宮城県及び福島県内における次に掲げる地域であること。

	地域区分 番号	補助対象地域
原子力災害 被災地域	1	避難指示解除区域、避難指示解除準備区域、 居住制限区域(※1)
津波浸水地域	2	津波で甚大な被害を受けた市町村(※2)

- ※1 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2 項の規定に基づく区域及び当該区域が解除された区域をいう。
- ※2 津波で甚大な被害を受けた市町村とは、復興交付金の次に掲げる面的整備5事業の交付決定可能通知を受けた市町村をいう。
 - · 漁業集落防災機能強化事業
 - 津波復興拠点整備事業
 - · 市街地再開発事業
 - 土地区画整理事業
 - 防災集団移転促進事業
- ※補助対象地域(県別)

県名	地域区分 番号	補助対象地域						
岩手県	2	洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、 岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、 大船渡市、陸前高田市						
宮城県	2	気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、 松島町、利府町、塩竃市、七ヶ浜町、多賀城市、 仙台市(宮城野区、若林区、太白区に限る。)、 名取市、岩沼市、亘理町、山元町						
福島県	1	川俣町の一部、田村市の一部、飯館村、葛尾村、 川内村、南相馬市の一部、浪江町、双葉町、 大熊町、富岡町、楢葉町、広野町						
	2	新地町、相馬市、南相馬市(①の地域を除く。)、 いわき市						

※3 地域区分番号が同一市町村内で分かれる場合は、各県にお問合せください。

補 助事 業 者

- ①まちづくり会社(※1)、協同組合、商工会・商工会議所等(※2) 「補助対象施設・設備」記載の①を補助対象とする。
 - ※1 まちづくり会社

出資の過半数を地元企業(中小企業、地銀・信金等)、協同組合、市町村、 商工会・商工会議所が保有していること。

- ※2 協同組合、商工会・商工会議所等被災自治体内を主な事業実施場所とする商店街振興組合、商店会・商工会議所、事業協同組合等の中小企業関係団体。
- ②入居事業者(被災中小企業者に限る。) 「補助対象施設・設備」記載の②を補助対象とする。

補助対象 施設・設備

- ① 内閣総理大臣の認定を受けたまちなか再生計画に位置づけられた商業施設 等、付帯施設及び設備および調査・設計、企画等
 - 商業施設等については、以下の要件を満たすこと。
 - 1) 大企業が入居する店舗面積割合が1/2未満であること。
 - 2) 入居事業者のうち、被災中小企業者の数が 1 / 2 以上であること。 ただし、地域の被災状況及び当該施設の地域の復興における重要性に鑑み、上記 1)、2)のいずれかが満たされない場合は、以下の3)、4)をいずれも満たすこと。
 - 3)事業実施主体等が入居テナントの公募、又は被災中小企業者の入居意向調査を行うこと。
 - 4) まちなか再生計画の策定もしくは、商業施設のテナント構成等の検討にあたって、被災事業者の代表者もしくは、被災事業者が協議に参加していること。
 - ※他の公的支援制度を活用して、施設を復旧した被災中小企業(事業途中の ものも含む。)については、入居事業者の割合において、被災中小企業で はなく中小企業とする。
 - ※商業施設等の整備に付随して行う、コミュニティスペース、駐車場、アーケード、街路灯、防犯カメラ、路面舗装等の整備も対象となります。
 - ※商業施設等の整備を伴わない施設、設備のみの事業は補助対象外です。
- ②入居事業者の事業の用に供する設備
 - ※被災前に所有していた設備であり、原則、資産計上し財産管理を行うものが対象となります。
 - ※他の公的支援制度を活用して、設備を復旧した被災中小企業(事業途中の ものも含む。)については、設備の導入は補助対象となりません。
 - ※②のみで申請することはできません。必ず①と併せてご申請ください。

Ⅱ以下の不支給要件のいずれにも該当しないこと

不支給 要件

- 1 経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者
- 2 次のいずれかに該当する事業者
 - イ 事業主、又は事業主が法人である場合当該法人の役員又は事業所の業務 を統括する者その他これに準ずる者(以下「役員等」という。)のうち、 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年 法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定す る暴力団員をいう。以下同じ。)に該当する者及び暴力団の構成員等の 統制の下にあるもの(以下「暴力団員等」という。)のある事業所
 - ロ 暴力団員等をその業務に従事させ、又は従事させるおそれのある事業所
 - ハ 暴力団員等がその事業活動を支配する事業所
 - ニ 暴力団員等が経営に実質的に関与している事業所
 - ホ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)の威力又は暴力団員等を利用するなどしている事業所
 - へ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供 与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与してい る事業所
 - ト 役員等又は経営に実質的に関与している者が、暴力団又は暴力団員等と 社会的に非難されるべき関係を有している事業所
 - チ イからトまでに規定する事業所であると知りながら、これを不当に利用 するなどしている事業所

2. 補助率及び補助対象経費等について

(1)補助対象経費及び補助金交付上限額

はいるの		補助対象事業	
補助金の 名称	補助対象経費の	内容	補助金交付
石 柳	区分		上限額
		商業施設等、付帯施設及び設備	
	①施設整備費	の整備に要する経費。(土地の	
		取得に要する経費は除く。)	
	②調査設計・ 企画費	商業施設等、付帯施設及び設備	
商業施設等		等の整備に要する調査・設計、	
日	止凹貝	企画等に要する経費。	
助事業(民設		商業施設等において事業の用に	(全区分合計) 5億
商業施設整	③設備費	供する設備の購入、据付け等に	円とする。
備型)		必要な経費。	
)佣 <i>生/</i>		※建物と切り離すことのできな	
		い付帯設備は原則として施設整	
		備費に含める。	
		※資産計上し財産管理を行うも	
		のが対象となります。	

次のいずれかに該当する経費については<u>補助対象外</u>となります。

- ・交付決定日よりも前に発注、購入、契約等を実施したもの
- 申請事業者の人件費
- ・事務所等にかかる家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
- ・電話代、インターネット利用料金等の通信費
- 商品券等の金券
- ・文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
- 飲食、奢侈、娯楽、接待の費用
- ・税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のため の弁護士費用
- ・公租公課 (消費税を含む。)、各種保険料
- ・借入金などの支払い利息及び遅延損害金
- ・汎用性が高いなど、目的外使用のおそれがあるものの購入費
- ・原則、中古市場においてその価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費
- ・上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

(2)補助率

補助対象地域	地域区分 番号	区	補助率 ※3		
		避難指示解除区域、避	被災中小企業分※1		
原子力災害被災地域	1	難指示解除準備区域、中小企業分※2		3/4以内	
		居住制限区域	居住制限区域 その他分		
		津波で甚大な被害を	被災中小企業分※1	3/4以内	
津波浸水地域	2	受けた市町村	中小企業分	2/3以内	
			その他分	1/2以内	

- ※1.被災中小企業分の補助率が適用されるのは、被災中小企業が被災前に有していた施設・設備の復旧の範囲内とする。なお、他の公的支援制度を活用して、施設を復旧した被災中小企業(事業途中のものも含む。)については、補助率の適用において、被災中小企業ではなく中小企業とする。
- ※2.この要領における「中小企業」とは、業種ごとに以下の基準を満足する企業及び個人 を指すものとする。

業種分類	中小企業基本法の定義					
製造業その他	資本金3億円以下 又は 従業者数300人以下					
卸 売 業	資本金1億円以下 又は 従業者数100人以下					
小 売 業	資本金5千万円以下 又は 従業者数50人以下					
サービス業	資本金5千万円以下 又は 従業者数100人以下					

- ※ゴム製品製造業は、資本金3億円以下または従業員900人以下、旅館業は、資本金5千万円以下または従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は、資本金3億円以下または従業員300人以下。
- ※3. 補助率は、上表記載の補助率に、各区分の店舗面積割合を乗じて算出する。すなわち、 1 施設に複数の区分のテナントが入居している場合には、各区分の店舗面積割合に補助率を乗じたものを補助対象金額に乗じ、補助金交付申請額を算出する。

3. 事業実施期間について

交付決定後、補助事業に係る建物等の取得に係る発注等、速やかに事業に着手し、<u>平成</u> 30年3月末までに事業を終了する(事業には当補助事業の実績報告や確定検査及び補助 金支払い等のすべての手続きを含む。)こととします。

4. 補助事業者の義務等

本補助金の利用に際しては、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正 化に関する法律等の規定を遵守していただくことになりますのでご留意ください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、工事着手前に、入居の確定を確認できる資料(テナント契約書等)、金融機関等からの融資関心表明書等を提出し、事前に事務局の同意を得なければなりません。
- ③ 補助事業者は、補助事業の交付年度中間の進捗状況の報告を求められた場合、速やかに報告しなければなりません。

- ④ 補助事業者は、補助事業を完了した場合、実績報告書を提出しなければなりません。
- ⑤ 補助事業者は、補助事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、補助 事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果 的な運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産等 管理台帳」を備えて、別に定める財産処分制限期間中、的確に管理しなければなりませ ん。
- ⑥ 補助事業者は、当該取得財産等について、別に定める期間においては、処分(補助金の 交付の目的に反して使用、譲渡、貸付け又は担保に供すること)できません。ただし、 やむを得ない不測の事態の発生等により、当該取得財産等を処分する必要があるときは、 事前に承認を受けることにより、当該取得財産等の処分も可能ですが、その場合には、 原則として、補助金の全部又は一部を返納していただくことになります。
- ⑦ 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を 整理し、補助事業の完了した日の属する国の会計年度の終了後10年間保存しなければ なりません。
- ⑧ 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する補助事業者の会計年度の終了後5年間(以下「報告期間」という。)、補助事業者の毎会計年度終了後90日以内に補助事業にて整備した施設等の運用状況について、本事業の基金設置法人である一般社団法人地域デザインオフィス(以下「地域デザインオフィス」という。)に報告しなければなりません。ただし、地域デザインオフィスが必要と認める場合には、報告期間終了後も報告を求めることができます。
- ⑨ 補助事業に関係する調査への協力、その他事業成果を発表していただく場合があります。

5. その他

- ① 今回の申請により提出された補助金申請額(補助率含む。)が交付決定額となるものではありません。本公募による採択決定後、交付規程に基づき採択者が提出する交付申請書の内容を事務局が厳正に審査した上で、交付決定通知書にて交付決定額を通知します。
- ② 補助金の支払いは、原則、補助事業完了後、補助事業実績報告書の提出を受け、額の確定後の精算払いとなります。
 - また、特に必要と認められる場合、補助事業の遂行途中での事業の進捗状況、経費(支払行為)の発生や交付要件等を確認し、所定の手続きを経た上で、当該部分にかかる補助金が支払われることもあります。
- ③ 今回の申請にかかる経費は、交付決定日以降に発注等が行われた補助事業に係る経費が 対象となるため、交付決定日以前に発生した経費は、補助の対象となりません。
- ④ 国(特殊法人等を含む。)が助成する他の制度と重複した交付申請書の提出(申請書の提出以降を含む。)は基本的に認められませんのでご注意ください。 なお、他の制度との併願・併用について疑問等がありましたら、事前に事務局又は経済 産業省担当課にご相談ください。
- ⑤ 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。
- ⑥ 補助事業者は、施設の運営開始後5年以内に商業施設としての営業を休止、又は廃止したとき(災害により営業が継続できなくなった場合等やむを得ないと認められる場合を除く。)は、事務局又は地域デザインオフィスに報告しなければなりません。また、事

務局又は地域デザインオフィスは、上記の報告を受けたときは、補助事業者に対し補助 金の全部又は一部の返還を求めることができます。

⑦ 本補助事業は、収益納付は求めないこととします。

6. 応募書類の提出について

(1)受付期間

平成26年10月10日(金)~平成27年3月31日(火)正午まで【必着】

- ※申請があった場合、受付期間の終了を待つことなく採択審査、採択事業の決定を行います。
- ※採択決定後、交付申請による、書類の確認を経て交付決定を行います。
- ※交付決定後、事業開始(契約・発注)が可能となります。
- ※工事着手前に、テナント契約書、金融機関等からの融資関心表明書等を提出し、事前 に事務局の同意を得なければなりません。

(2)提出方法

応募される方は、別紙申請様式により作成の上、<u>正本1部と写し1部の計2部および提出書類を収めたCD-R</u>を、上記期間までに<u>事務局へ郵送</u>にて提出してください。【受付期間内に必着のこと】

配達等の都合で締切までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるよう十分ご注意ください。

(3)提出先・問い合わせ先

<津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業)事務局> 【提出物】正本1部+写し1部+電子媒体一式

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-15-9 内神田282ビル7階 みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部

(津波·原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業)事務局) TEL: 03-5289-7214

※電話受付時間 10:00~12:00 及び 13:00~17:30 (土日祝日除く)

E-mail: syougyo-ritti@mizuho-ir.co.jp

HP: http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index3.html

- (注1) FAX及び電子メール、持参による提出は受け付けません。また資料に不備がある場合は、審査対象となりませんので、注意して記入してください。
- (注2) 締切を過ぎての提出は受け付けられません。配達等の都合で締切までに届かない 場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付してください。
- (注3) 郵送の際には、配達記録が確認できる方法(例:簡易書留、宅配便等)にてお送りいただきますようお願いいたします。
- (注4) 1企業で複数の申請を提出する場合にも、申請ごとの郵送(1郵送につき1申請) をお願いします。

(4)インターネットの利用

本公募要領及び関連資料は下記ウェブサイトにも掲載しておりますので必ずご確認ください。申請書様式等は、ホームページからダウンロードすることができます。

http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index3.html (事務局)

(5)提出書類について

- ①提出に際しては、本公募要領による様式を必ず使用してください。提出書類の用紙の大きさはA4判でお願いします(各様式の枠を広げたり狭めたりすることは、差し支えありません。)。
- ②下の「提出書類一覧表」における書類の提出先と提出部数は次のとおりです。

提出先	提出部数
津波・原子力災害被災	· <u>正本 1 部</u> ··· 片面印刷 A 4 判
地域雇用創出企業立地	・ <u>写し1部</u> ··· 片面印刷 A 4 判
補助事業(商業施設等	・ <u>電子媒体一式</u> … P. 18「提出書類のとりまとめ方法」で
復興整備補助事業)事	指定する書類を格納したCD-R(DVD-Rも可。以下同
務局	じ。)

※通しページを提出書類下中央に必ず打ち込んでください。

※CD-Rには申請企業名を必ず記載してください。

③応募に係る審査は、提出書類に基づき書面審査を行うとともに、場合によりヒアリング 等を行うこともあります。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

④「提出書類一覧表」にある提出書類や追加説明資料は返却いたしませんのでご留意ください。

「提出書類一覧表」

	書類名	様式
	□ 応募書類	様式第 1
	□ 補助事業概要説明書	様式第2
	□ 様式第2の「2(2)補助事業に要する経費、補助対象経費及	様式有り
提出書類	び補助金交付申請額」の添付資料	
近山自及	(補助金額の算出基礎)	
	□ 様式第2の添付資料	様式無し※
	※様式第2 3整備の内容(1)施設【添付書類】④資金計画	
	書、収支計画書については、参考様式がありますので、ご参	
	照ください。	

- (注1)補助金申請者が複数いる場合、様式第2「1、3(2)、(3)及び4」、様式第2「1、3(2)、(3)及び4」の添付資料については申請者ごとに用意した上で、申請単位でとりまとめて提出してください。
- (注2)上記以外にも確認書類等がありますので、16ページの「提出書類等チェックシート」を十分にご確認ください。

7. 採択の審査及び結果通知について

(1)採択時の主な審査内容

採択の審査は、事務局に設置される第三者委員会において行います。

①基本的事項の審査

ア. 補助対象要件

補助事業の目的に合致しており、かつ「1.(2)補助対象事業者」に掲げる要件を満たしているか。

イ. 補助事業者としての適格性

応募者は事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか。

ウ. 補助事業の実施体制等

応募者は補助事業を継続的、効率的、かつ円滑に遂行するための十分な体制及び 能力を有しているか。

②事業内容に関する審査

ア. まちなか再生計画との整合性

内閣総理大臣が認定したまちなか再生計画に適合し、関係者の合意形成、地域との協力体制のとれた事業計画となっているか。

イ. 地域の利便性向上

地域の生活利便性の向上に資する事業か。

ウ. 商業施設の規模等

当該商業施設が属する商圏内における人口規模等を勘案した商業施設となっているか。

工. 運営体制等

商業施設等の運営主体の収支計画、資金計画が妥当であって、当該事業で整備する施設等について、持続的に運営可能な事業計画となっているか。

(2)採否の通知等

選定結果(採択又は不採択)は、決定後、事務局から速やかに通知します。

採択者は、補助金の交付などの執行に係る必要な手続きについても、事務局に対して行います。

(3)公募のスケジュール

受付期間

平成26年10月10日(金)~平成27年3月31日(火)正午まで

- ※申請があった場合、受付期間の終了を待つことなく採択審査、採択事業の決定を行います。
- ※採択決定後、交付申請による、書類の確認を経て交付決定を行います。
- ※交付決定後、事業開始(契約・発注)が可能となります。
- ※工事着手前に、テナント契約書、金融機関等からの融資関心表明書等を提出し、事前 に事務局の同意を得なければなりません。

(4)その他

本事業では、応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解な しには応募の内容等の公表は行いません。ただし、他の助成機関等からの依頼・問い合わ せ等に対して、その内容を妥当と認めた場合は、使用目的を限って、その機関に申請者名、 事業名、大まかな事業内容等を知らせることがあります。

また、公募の結果として、採択事業者名、事業実施場所、大企業/中小企業の例、事業内容等について公表することがあります。さらに補助対象事業終了後、補助金交付額についても、原則として公表する予定です。

応募申請様式

※以下は、別途「数値チェックシート」をご活用のうえご記入ください。

(様式第1)

平成 年 月 日

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業事務局長 殿

申請者 住所

氏名 法人の名称

及び代表者の役職・氏名 印

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 (商業施設等復興整備補助事業:民設商業施設整備型)の応募について

津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金(商業施設等復興整備補助事業:民設商業施設整備型)について、不支給要件に該当しないことを確認の上、別紙のとおり応募します。

(注1)複数の事業者が補助金の交付を希望する場合は、「申請者」に補助金の交付を希望する全ての申請者に関する事項を記入してください。

補助事業概要説明書

1 事業者の概要

【補助金申請者が複数いる場合には、以下の表をコピーし、全ての申請者ごとに記載のこと。】

		1-101	*************************************	<u> </u>	OTHING CICE	177 1	
事業者名							
本社住所							
主な事業実施場所							
代表者							
補助事業者の 種類(該当にO)	商業施設等整	備者・入居	事業者(被给	炎中小企業	者)		
業種		事業内容					
従業員数			資本金又	は出資金			
連絡先	住所・所属・	役職・氏名	・連絡先()	EL/FAX/E-	mail)		
	出資者又は 株主	本社	:所在地又は	住所	中小企業/大 企業/その他 [※]	出資金又は株 式保有数	
資本金又は							
出資金							

【添付書類】①決算書類(直近3年分)②登記簿謄本又は定款 ③出資者及び役員の一覧が記載されている書類

2 補助事業の全体概要

(1) 概要

補助事業名称										
事業実施場所							地域区	区分番号	*	
事業実施期間	平成 年	月	日	~	平成	年	月	日		
事業の目的・内容	※地域の利係	便性向上を資	する	こと	、商業施	設の規模	莫の妥当	性につい	へての	説明も記載し
及び実施体制	て下さい。	て下さい。								
共同事業の目的・内容										
及び実施体制										
まちなか再生計画での	計画の	事業名等								
位置付け	記載箇所	記載箇所								
その他										

[※]公募要領 P. 1、1. (2) 補助対象事業者 I 補助要件の地域区分番号参照

【添付書類】①まちなか再生計画の認定通知書の写し ②まちなか再生計画の事業記載箇所の抜粋

(2)補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

経費の区分 経費の内訳	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助金交付申請額
施設整備費	円	円	円
調査設計・企画費	円	円	円
設備費	円	円	円
その他	円		
合 計	円	円	円

【添付書類】補助金額の算出基礎

[※]中小企業、大企業に該当しない者

3 整備の内容

(1) 施設

面積	敷地面積		敷地面積		土地の	所有形態	延原	末面積		建築面積	Ę
山		m³	自己所有 ・ 賃借			m [*]			m³		
	規模等	抽旪	車業に			内	訳				
施設名	例:鉄骨2階建	補助事業に 要する経費				補助金	自己資金		備考		
	駐車台数 20 台										
合	計	_		_				_			

【添付書類】①位置図 ②基本設計書(基本構造図等)又は実施設計書(施設の配置図、平面図、立面図等)③建築工事費見積書又は取得費・改修費見積書 ④事業運営主体の資金計画書、収支計画書 ⑤入居店舗計画(入居者の合意状況を含む。)⑥その他必要な書類

入居事業者

_ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	717 🖂							
Νο	事業者名	事業内容	区分 ※1	被災状況※2 例:全壊、半 壊	事業の 供する の有無	設備	被災前の 店舗面積	店舗 面積
							m [*]	m [*]
							m [*]	m [*]
		企業、中小企業			合	計	m [*]	m [*]
※2.被災中小企業のみ記載してください。※3.補助対象となる事業の用に供する設備がある場合は〇、ない			共用	部分		m [*]		
場合は×を記載してください。(被災中小企業のみ)				延床	面積		m [*]	

【添付書類】①テナント配置図 ②罹災証明等被災状況がわかるもの(被災中小企業のみ)

入居事業者割合

区分	入居事業者数	入居事業者数割合 (%)	店舗面積	店舗面積割合(%)
被災中小企業	者	%	m [*]	%
中小企業	者	%	m [*]	%
その他	者	%	m [*]	%
補助対象外	者	%	m [*]	%
合 計	者	100%	m [*]	100%

- ※以下の要件を満たすことが必要です。
 - 1)大企業が入居する店舗面積割合が1/2未満であること。
 - 2)入居事業者のうち、被災中小企業者の数が1/2以上であること。
 - 上記2要件が満たされない場合は、以下の要件を満たしていることがわかる資料を添付すること。
 - 3) 事業実施主体等が入居テナントの公募、又は被災中小企業者の入居意向調査を行っていること。
 - 4) まちなか再生計画の策定もしくは、商業施設のテナント構成等の検討にあたって、被災事業者の代表者もしくは、被災事業者が協議に参加していること。
- ※他の公的支援制度を活用して、施設を復旧した被災中小企業(事業途中のものも含む。)については、入居 事業者の割合において、被災中小企業ではなく中小企業とします。
- ※割合については、小数点第3位を切り捨ててください。

(2)調査設計・企画費

【補助金申請者が複数いる場合には、以下の表をコピーし、全ての申請者ごとに記載のこと。】

事業者名

名称	補助事業に	集に 補助対象経費	内	備考	
石 柳	要する経費	開助別象程質	補助金	自己資金	1佣石
合 計					

【添付書類】経費の根拠となる資料(見積書等)

(3)設備

【補助金申請者が複数いる場合には、以下の表をコピーし、全ての申請者ごとに記載のこと。】

事業者名

名称	坦牧 . 刑士	規格・型式補助事業に	補助対象経費	内	備考	
4 7 7 7	スペー 全式	要する経費	開助別象程頁	補助金	自己資金	1佣 右
合	計					

【添付書類】①経費の根拠となる資料(見積書等) ②設備の配置図

4 収支予算書

【補助金申請者が複数いる場合には、以下の表をコピーし、全ての申請者ごとに記載のこと。】

事業者名

I 収入関係 (単位:円)

区 分	金額	調達先	備考
補 助 金			
自己資金			
借入金			
その他			
合 計			

【添付書類】銀行等融資の協議状況がわかる書類(銀行等融資を受ける場合)

Ⅱ 支出関係 (単位:円)

区分	補助事業に 要する経費 (a)	補助対象 経 費 (b)	補 助 金 申 請 額 (b)×補助率	自己負担額
施設整備費				
調査設計・企画費				
設備費				
その他				
合 計				

Ⅲ 担保権設定の有無

担保権設定	有 • 無
設定対象物	

<提出書類等チェックシート>

-	==	_	$\boldsymbol{\vdash}$	
ж	請	75	2	
┰	oЯ	1	┒	

※提出漏れがないかどうか等についてチェックを入れ、同封してください。 確認欄

	In the state of	押印確認欄	作総傾 (レor■記入)		CD	提出部数
	提出書類	(正本複本確認し、 レ or ■記入)	提出 確認	非該当	(DVD)	事務局
申請書	様式第 1	口 代表者				
語募	様式第2					
	【様式第2 1.添付書類】決算書類(直	近3年分)				
	【様式第2 1.添付書類】登記簿謄本又	は定款				
	【様式第2 1.添付書類】出資者及び役員 ている書類	員の一覧が記載され				
	【様式第2 2.(1)添付書類】まちなか 知書の写し	再生計画の認定通				
	【様式第2 2.(1)添付書類】まちなか 載箇所の抜粋	再生計画の事業記				
	【様式第2 2.(2)添付書類】補助金額	の算出基礎				
	【様式第2 3.(1)添付書類】位置図					
	【様式第2 3.(1)添付書類】基本設計 又は実施設計書(施設の配置図、平面図、					
② ※	【様式第2 3.(1)添付書類】建築工事費·改修費見積書					2
② 添付 書類	【様式第2 3.(1)添付書類】事業運営 収支計画書	主体の資金計画書、				
知	【様式第2 3.(1)添付書類】入居店舗 意状況を含む。)	計画(入居者の合				
	【様式第2 3.(1)添付書類】その他必	要な書類				
	【様式第2 3.(1)添付書類】テナント	配置図				
	【様式第2 3.(1)添付書類】罹災証明 るもの(被災中小企業のみ)	等被災状況がわか				
	【様式第2 3.(2)添付書類】経費の根 積書等)	拠となる資料(見				
	【様式第2 3.(3)添付書類】経費の根 積書等)	拠となる資料(見				
	【様式第2 3.(3)添付書類】設備の配	置図				
	【様式第2 4.添付書類】銀行等融資の協 類(銀行等融資を受ける場合)	協議状況がわかる書				
その③	数値チェックシート ※5					_
の。他	提出書類等チェックシート(本紙)				_	1
	数値チェックシートに記入した数値等が、 値と一致していることを確認した。	様式2に記載の数	口十分	確認した	=	□確認未済
④提出書類の確認	応募申請書類がP.17の「提出書類のとり整えられていることを確認した。 (印刷方法、左上綴じ、パンチ穴、ページ	番号、揃える順番)	口十分	確認した	=	□確認未済
類 の 確	正本1部、副本1部について、提出すべき そろっていることを確認した。	き書面が全て確実に	口十分	確認した	5	□確認未済
認	電子データのファイル種類、ファイル CD(DVD)への格納は、P. 17の「格納する なされていることを確認した。		口十分	確認した	=	□確認未済

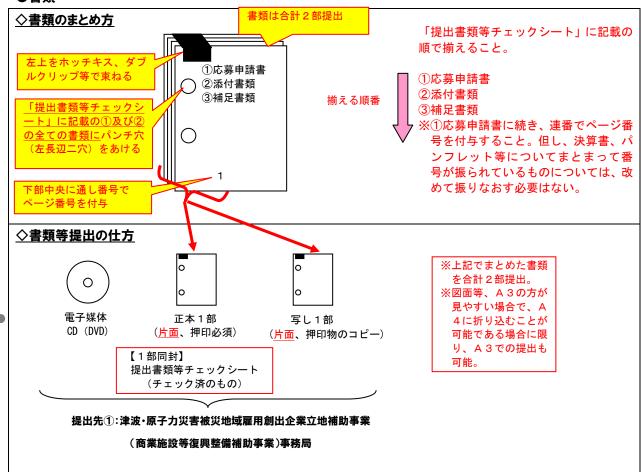
電子データと正本・副本の内容が一致していることを最終確認した。	口十分確認した	□確認未済
以下の【送付の際の留意点】を再度確認した。	口十分確認した	□確認未済

【送付の際の留意点】

- ※1 提出書類に不備のある場合、審査対象とならないことがありますのでご注意ください。
- ※2 提出書類は審査、契約、管理、確定、精算といった一連の業務遂行のためにのみ利用 し、申請者の秘密は保持します。
- ※3 提出書類の返却はいたしませんので、必ず、原本の控えを保持してください。
- ※4 CD-Rには「申請者名」をメディアに直接印字又は記載してください。
- ※5 応募申請書の作成にあたっては、<u>数値チェックで申請する金額・人数等の数値や名称</u> <u>に申請書内での不整合がないか確認した上で、数値チェックに入力した数値・名称を</u> 申請書にコピーしてください。

<提出書類のとりまとめ方法>【重要】

●書類



●電子媒体への格納の方法

◇格納するデータ

格納するデータ ファイル名は、種類ごとに通し番号を振り、 通し番号_「事業者名(略称可)」資料名 としてください	注意点	ファイル形式
1_「㈱○×」応募申請書. pdf 1_「㈱○×」応募申請書. doc	様式 1 、 2 (添付資料を含む)を 1 ファイルにまとめる 指定フォーマットを利用	ワード及び PDF
2_「㈱〇×」決算書類. pdf		PDF
3_「㈱O×」・・・・・・		
n(最終番号)_「㈱〇×」数値チェックシート.xls	指定フォーマットを利用	エクセルのみ



- ※CD (DVD) に直接上記ファイルを格納してください(フォルダは不要)
 ※必ず同名の PDF ファイルも作成し、格納してください(数値チェックシート. xls 以外)。
- ※ファイル名の先頭には、半角の通し番号をつけてください。
- ※添付書類等の1ファイルが大量となる場合は分割も可としますが、 ファイルの通し番号を2-1,2-2等の連番として、ファイル名のみで 内容と順番が分かるようにしてください。

お問い合わせ先

内容と問い合わせ先の対応表

問い合わせ内容	問い合わせ先
・本事業の趣旨について	· 経済産業省中小企業庁商業課
・説明会について	・事務局
・補助対象経費について	
・応募申請書の全般的な記載方法について	
・その他本事業全般について	
・まちなか再生計画について	- 各復興局

経済産業省及び事務局

経 〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1

済 │経済産業省 中小企業庁 経営支援部 商業課

業 HP: http://www.meti.go.jp

省

<津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業)事務局>

【提出物】正本1部+写し1部+電子媒体一式

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-15-9 内神田282ビル7階

事 → みずほ情報総研(株) 社会政策コンサルティング部

事 のりは情報感明(休) 社会政策コンリルティング 務 (津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助)

(津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助事業(商業施設等復興整備補助事業)事務局)

TEL: 03-5289-7214

※電話受付時間 10:00~12:00 及び 13:00~17:30 (土日祝日除く)

E-mail: syougyo-ritti@mizuho-ir.co.jp

HP: http://www.mizuho-ir.co.jp/topics/tsunami-ritti/index3.html

復興局

	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通1-7-25
岩手県	朝日生命盛岡中央通ビル6階
(岩手復興局)	岩手復興局計画班
	TEL: 019-654-6607
	〒980-0811 宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1
宮城県	仙台第一生命タワービル13階
(宮城復興局)	宮城復興局産業支援班
	TEL: 022-266-2163
	〒960-8031 福島県福島市栄町11-25 AXCビル7
福島県	階
(福島復興局)	福島復興局企画班
	TEL: 024-522-8513